住所　大阪府東大阪市若江西新町４丁目７番27号
玄全浩　昭和46年５月28日生
住所　大阪市天王寺区松ケ鼻町１番５号
金正樹　昭和46年12月17日生
鄭智和子　昭和49年12月31日生
金真帆　平成12年３月１日生
金明宏　平成14年１月２日生
金真依　平成16年３月21日生
金明宏　平成18年６月25日生
住所　大阪市東成区大今里１丁目21番６号
姜法瓊　昭和55年８月９日生
住所　堺市堺区向陵東町３丁８番１―1711号
南大之　昭和44年７月16日生
住所　大阪府八尾市松山町２丁目３番21号
李萬才　昭和12年９月３日生
金美惠　昭和38年７月４日生
住所　大阪市東淀川区東中島５丁目30番15―204号
鄭孝順　昭和57年11月６日生
住所　大阪府東大阪市足代２丁目３番21―606号
曹京子　昭和31年８月27日生
住所　大阪市鶴見区緑３丁目６番18号
全台元　昭和４年３月18日生
李今島　昭和８年11月20日生
住所　大阪府東大阪市瀬池元町10番45―706号
林見義　昭和57年５月20日生
住所　大阪市西淀川区千舟２丁目９番21―602号
金泰弘　昭和54年10月８日生
住所　三重県四日市市曽井町773番地２
金秀憲　昭和49年11月12日生
住所　三重県四日市市日永西１丁目18番23号
洪英華　昭和45年８月31日生
許光峰　平成８年３月22日生
許美㛅　平成11年５月11日生
住所　長野県松本市大字水汲20番地１
李樂華　昭和40年２月１日生
住所　千葉県船橋市本郷町654番地
陳友清　昭和62年11月５日生
住所　千葉県船橋市本郷町654番地
陳平　昭和56年５月25日生
住所　千葉県船橋市本郷町654番地
李美雲　昭和28年10月15日生
住所　山口県宇部市厚南北３丁目21番35号
申義則　昭和38年12月30日生
住所　福岡県行橋市大字中津熊640番地１
魚月香　昭和36年７月23日生
住所　静岡県富士市今井２丁目６番１号
安秀樹　昭和57年10月11日生
住所　奈良県香芝市五位堂３丁目446番地
金玉喜　昭和40年７月６日生
住所　奈良県天理市中山町723番地８
エレナ・チトセ・ワジマ・コマツバラ　昭和29年３月５日生
住所　愛知県一宮市島村字西山３番地
金広美　昭和43年12月22日生
住所　千葉県八千代市村上4486番地10
楊静　昭和58年８月５日生
住所　埼玉県幸手市西２丁目７番９号
ユミコ・ラピンヒサ・ラングレオ　平成16年３月８日生
住所　青森県むつ市大字田名部字高田55番地68
朴美玉　昭和53年11月６日生
住所　福岡県中央区春吉１丁目13番20―1105号
崔達也　昭和36年11月３日生
住所　千葉市美浜区高浜１丁目５番14―409号
石紅星　昭和62年12月20日生
住所　千葉市美浜区高浜１丁目５番14―409号
石紅宇　平成２年４月７日生
住所　茨城県土浦市富士崎２丁目５番22―307号
羅麻里亞　昭和59年12月24日生

○財務省告示第二百十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十三年度の初日から平成二十三年五月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を、次の表のとおり告示する。

平成二十三年六月三十日

財務大臣　野田　佳彦

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	○トン
三	一・一トン
四	三、七七三トン
五	五七トン
六	二トン
七	一〇・○トン
八	○・五トン
九	六、一一六トン
一○	六一九トン
一一	五、六四○トン
一二	一五、一四○トン
一三	一、○六二、○一四トン
一四	二七一、五三八トン
一四の二	八五、五一九トン
一五	一三○トン
一六	一、○○三トン
一七	一八、六三九トン
一八	一、八七二トン
一九	一九七トン
二○	九○トン
二一	五、六○五トン
二二	二○○トン
二三	一○四トン
二四	二トン
二五	○トン
二六	四三七トン
二七	一、二六八トン
二八	○トン
二九	九九トン

○財務省告示第二百十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十三年度の初日から平成二十三年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十三年六月三十日

財務大臣　野田　佳彦

平成二十三年度の初日から平成二十三年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　三万五千七百四十四トン
二　冷凍牛肉　五万二千二百四十八トン

○財務省告示第二百十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十三年度の初日から平成二十三年五月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十三年六月三十日

財務大臣　野田　佳彦

平成二十三年度の初日から平成二十三年五月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　十二万六千八百十トン
二　生きている豚及び豚肉等　十二万六千八百二十六トン

○財務省告示第二百十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六第七項に係る物品についての平成二十三年度における輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税の発動日を次のように告示する。

平成二十三年六月三十日

財務大臣　野田　佳彦

平成二十三年七月一日

○財務省告示第二百十八号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第三十七条第二項の規定に基づき、次の指定保税地域の指定を取り消す。

平成二十三年六月三十日

財務大臣　野田　佳彦

和歌山下津港和歌山南港地区指定保税地域

土地

和歌山市西浜字向うの坪水軒にある西浜第一物揚場北西端から物揚場接水線（以下「接水線」という。）に沿って南の方向へ引いた線上一九メートルの地点を起点とし、同点から接水線に直角に東の方向へ引いた四四メートルの線と同線の東端から接水線に平行に南の方向へ引いた一五〇メートルの線とを二辺とする長方形の土地六、六〇〇平方メートル